

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 4 月 14 日（火）第3101号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定（5件）	（森づくり推進課取扱い）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（7件）	（森づくり推進課取扱い）	6
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	（水産振興課取扱い）	8
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い）	8
○国土調査の指定	（農地保全課取扱い）	8
○平成27年度地籍調査事業計画の公表	（農地保全課取扱い）	8
○基本測量の終了（2件）	（監理課取扱い）	9
○公共測量の終了（3件）	（監理課取扱い）	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（5件）	（南薩地域振興局取扱い）	9
	（大隅地域振興局取扱い）	10
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）	（選挙管理委員会取扱い）	11
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い）	12

告 示

鹿児島県告示第387号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成27年 4 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，阿久根市，指宿市，日置市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年 5 月 12 日から同年 6 月 26 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成27年7月10日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株		立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第388号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、

省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成27年 5 月 12 日から同年 6 月 26 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、平成27年 7 月 22 日 (水) までに、森林病虫害等駆除実施届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町嘉渡字瀬里之腰98番，110番，118番，字南京156番，158番，字瀬理原228番，229番1から229番3まで，229番5，229番6，229番8，229番11，229番12，229番16から229番18まで，字宇津254番，261番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町円字カチャラ1291番，1303番，1308番，1324番，1325番，字赤平1334番，1359番3，字ウツ平1393番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町円字キンシヨウバケ1213番1，1213番2（次の図に示す部分に限る。），字

トシサク1218番1, 1218番3, 1221番1, 字フベロ1226番, 1229番1から1229番4まで, 1247番, 1255番, 字テデ1379番1, 1379番3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多伊座敷字田ノ崎3793番（次の図に示す部分に限る。）、3795番, 3796番, 3797番3, 3806番1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は, 択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字古志字田和良302番, 317番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は, 択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第394号

平成27年2月6日鹿児島県告示第88号（以下「告示第88号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
片蓋當助	曾於市財部町南俣字八ヶ代上9261番7	告示第88号の変更後の指定施業要件のとおり
片蓋時行	曾於市財部町南俣字八ヶ代上9265番	

鹿児島県告示第395号

平成27年2月6日鹿児島県告示第89号（以下「告示第89号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
柚木秀雄	曾於市大隅町坂元字市後ヶ迫4308番14	告示第89号の変更後の指定施業要件のとおり
谷川義雄	曾於市大隅町野字川久保6792番1	
鮫島貞弘	曾於市大隅町中之内字谷ノ尻5493番1，字地藏谷5641番4	

鹿児島県告示第396号

平成27年2月6日鹿児島県告示第90号（以下「告示第90号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
稲森実	曾於市末吉町諏訪方字坂ノ上342番7	告示第90号の変更後の指定施業要件のとおり
大路善満	曾於市末吉町南之郷字地藏免5527番3	
大津フミ子	曾於市末吉町南之郷字秋月6539番1	
宮田重成，宮田純雄，吉田徳二	曾於市末吉町南之郷字秋月6539番9	
鳥丸キミエ	曾於市末吉町南之郷字鷹ノ巣8085番2，8086番9	
今鶴道夫	曾於市末吉町南之郷字大窪9845番5	

鹿児島県告示第397号

平成27年2月6日鹿児島県告示第91号（以下「告示第91号」という。）で告示した保安林の

指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 4 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
玉島道夫	曾於市大隅町岩川字柿木ヶ渡2229番 4	告示第91号の変更後の指定施業要件のとおり
西田實	曾於市大隅町岩川字柿木ヶ渡2229番 9	
田中泰廣	曾於市大隅町月野字牛掛頭3297番 1	
豊饒眞澄	曾於市大隅町月野字牛掛頭3297番 2	
上ノ瀬慶蔵	曾於市大隅町月野字牛掛頭3297番 3	
高田宗道	曾於市大隅町恒吉字藤六2106番 1	

鹿児島県告示第398号

平成27年 2 月 6 日鹿児島県告示第92号（以下「告示第92号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 4 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
徳田源次郎	曾於市財部町北俣字木場ヶ谷4418番	告示第92号の変更後の指定施業要件のとおり
松永九十郎	曾於市財部町北俣字三貫迫6799番	

鹿児島県告示第399号

平成27年 2 月 27 日鹿児島県告示第147号（以下「告示第147号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 4 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
宮迫俊信
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市末吉町深川字畷ヶ山谷頭9256番 2
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第147号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第400号

平成27年 2 月 27 日鹿児島県告示第149号（以下「告示第149号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 4 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件

有野弘視	志布志市志布志町帖字西原11306番2	告示第149号の変更後の 指定施業要件のとおり
井手政助	志布志市志布志町帖字西原11321番2, 11329番, 11329番1	

鹿児島県告示第401号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成27年4月14日から同月28日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
熊毛郡屋久島町一湊831番地5 真邊時哉
熊毛郡屋久島町一湊433番地2 森田忠寛
熊毛郡屋久島町一湊217番地2 斉藤浩一
- 2 加入区
上屋久加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
屋久島漁業協同組合

鹿児島県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）指宿地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年4月15日から同年5月18日まで
- 3 縦覧場所
指宿市役所耕地林務課

鹿児島県告示第403号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成27年4月1日	南九州市	南九州市川辺町田部田の一部	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鹿児島県告示第404号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鹿児島市	鹿児島市東坂元一丁目，東坂元二丁目，東坂元四丁目及び小原町の各一部	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
指宿市	指宿市東方の一部	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
奄美市	奄美市住用町大字川内の一部	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鹿児島県告示第405号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成26年3月24日鹿児島県告示第301号で告示した基本測量の実施は，平成27年3月31日終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第406号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成26年5月20日鹿児島県告示第591号で告示した基本測量の実施は，平成27年3月31日終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から平成26年8月26日鹿児島県告示第878号で告示した公共測量の実施は，平成27年3月20日終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第408号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から平成26年8月26日鹿児島県告示第879号で告示した公共測量の実施は，平成27年3月20日終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第409号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，熊毛支庁長から平成26年10月10日鹿児島県告示第986号で告示した公共測量の実施は，平成27年3月27日終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

南薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年4月14日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者自立支援センターばれっと	南九州市知覧町郡9047番1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡9047番1	松久保秀徳	平成27年3月31日	短期入所

南薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年4月14日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 知覧育成園	南九州市知覧町郡9047番1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡9047番1	松久保秀徳	平成27年3月31日	自立訓練（生活訓練）

南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年4月14日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 榎山学園	南九州市頰娃町別府4710番地6	社会福祉法人更生会	南九州市頰娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成27年3月31日	就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年4月14日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
セルブ花の木	肝属郡南大隅町根占川北9445番地2	社会福祉法人白鳩会	肝属郡南大隅町根占川北2105番地	中村 隆重	平成27年3月31日	自立訓練（生活訓練）

大隅地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年4月14日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
NPO隣の会多機能型ピアハウス	鹿屋市笠之原町7401番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7401番地5	齋藤 鈴子	平成27年3月31日	就労継続支援B型

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成27年3月17日鹿児島県選挙管理委員会告示第8号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成27年4月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,482
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,762
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,522
	鹿屋市・垂水市区 32,609
	枕崎市区 6,373
	阿久根市・出水郡区 9,296
	出水市区 14,793
	指宿市区 12,007
	西之表市・熊毛郡区 12,126
	薩摩川内市区 26,418
	日置市区 13,725
	曾於市区 10,979
	霧島市・始良郡区 36,622
	いちき串木野市区 8,226
	南さつま市区 10,199
	志布志市・曾於郡区 12,913
	奄美市区 13,760
南九州市区 10,551	
伊佐市区 7,945	
始良市区 20,489	

	薩摩郡区	6,466
	肝属郡区	11,350
	大島郡区	17,480
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		271,762
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年4月14日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR吉宗B3L02	株式会社大都技研	5P0153
ぱちんこ遊技機	CRバイオハザードゼロKT	株式会社大一商会	5P0128
ぱちんこ遊技機	CRパッションモンスターHZJ	株式会社ジェイビー	5P0139
ぱちんこ遊技機	CRワシズBXA	株式会社高尾	5P0102
ぱちんこ遊技機	CR貞子3DWA A	株式会社高尾	5P0112
ぱちんこ遊技機	CRワシズBAA	株式会社高尾	5P0123
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこトランスフォーマーR2	京楽産業.株式会社	5P0147
ぱちんこ遊技機	CRミリオンゴッドライジングMA	株式会社メーシー	5P0078
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン9R	株式会社ビスティ	5P0063
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン9H	株式会社ビスティ	5P0140